

平成 27 年度 税制改正の概要 (厚生労働省関係)

平成 27 年 1 月



厚生労働省

目 次

<子ども・子育て>	P. 1
<雇用・就労の促進>	P. 1
<健康・医療関係>	P. 2
<医療保険関係>	P. 5
<介護・社会福祉関係>	P. 6
<年金関係等>	P. 7
<生活衛生関係>	P. 8
<その他（独立行政法人等・グリーン投資減税・震災からの復興）>	P. 9

※ 項目の前に*印を付している項目は、他省庁と共同要望した項目又は要望項目以外で厚生労働省との関係が大きい項目である。

子ども・子育て

*** ○ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置**

〔不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税等〕

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業について、事業所税を非課税とするほか、家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする(利用定員6人以上の事業所内保育事業の用に供する固定資産等については非課税とする)などの措置を講ずる。

*** ○ 個人寄附に係る税額控除の要件の見直し**

〔所得税〕

少子化の進展に伴い、園児数等が減少していく中で、保育所等における教育・子育ての環境の充実を図る観点から、保育所、認定こども園、児童養護施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業等を行う社会福祉法人等に寄附した場合の税額控除制度について、その適用の可否を判定するパブリックサポートテスト要件のうち寄附者 100 人以上との要件を緩和し、法人が設置するこれらの施設の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、これを最低10人(定員を5,000で除した数に100を乗じた数)以上、かつ、年平均の寄附金総額が30万円以上であることとする。

雇用・就労の促進

*** ○ 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長及び拡充**

〔所得税、法人税〕

企業がくるみん認定(次世代育成支援対策に係る基準適合認定)を受けた場合の建物等の割増償却制度(認定を受けた事業年度のみ)について、プラチナくるみん認定(特例基準適合認定)を受けた場合には3年間の割増償却とし、対象資産を一般事業主行動計画に記載された器具備品、車両運搬具並びに建物及び建物附属設備で次世代育成支援対策に資する一定のものとし、割増償却率について見直しを行った上で、その適用期限を3年延長する。

*** ○ 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置等の創設**

〔所得税、法人税、法人住民税〕

地域再生法の改正を前提に、雇用者数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)について、次の見直しを行う。

- ① 平成 30 年 3 月 31 日までの間に地方拠点強化実施計画(仮称)について知事の承認を受けた企業が、承認の日から 2 年以内の日を含む事業年度において、その計画に従って移転又は新增設をした事業所における増加雇用者数に、次の金額を乗じた金額の税額控除ができる措置を講ずる。
 - イ 雇用者の増加数、増加割合、給与支給額など現行の雇用促進税制の適用要件を満たす場合 50 万円
 - ロ 現行の適用要件のうち雇用者増加割合要件(10%以上)以外の要件を満たす場合 20 万円
- ② 地方拠点強化実施計画(東京 23 区から大都市等(仮称)以外への移転型のもの)について承認を受けた企業が、承認の日から 2 年以内の日を含む事業年度において上記①の措置の適用を受ける場合には、さらに、最大 3 年間その事業所における承認前からの増加雇用者数に 30 万円を乗じた金額の税額控除ができる措置を講ずる。

○ 心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長

〔固定資産税、不動産取得税〕

心身障害者を多数雇用し、助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を 2 年延長する。

健康・医療関係

○ 旧 3 級品の製造たばこに係る税率の見直し

〔たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税〕

旧 3 級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率について、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日までの間、段階的に税率を引き上げることによって、廃止する。

*** ○ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充**

〔所得税、法人税、法人住民税〕

試験研究を行った場合の税額控除制度について、恒久措置として、以下の通り拡充等を行う。

- ① ②・③の措置により控除税額上限の総枠を法人税額の 30%とする。(総額型 25%+オープンイノベーション型 5%)
- ② 試験研究費の総額に係る税額控除制度の上限を法人税額の 25%とする。
- ③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、税額控除率を大幅に引き上げるとともに、控除税額の上限を別枠で法人税額の5%とする。また、特別試験研究費の範囲について、委託研究の委託先に公益法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人等を追加し、対象費用に特定中小企業者への知的財産権の使用料を追加する。
- ④ 繰越控除制度を廃止する。

○ オーフアンドラッグ等の試験研究費に係る特別措置の対象の拡充

〔所得税、法人税〕

試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)について、関係法令の改正を前提に、特別試験研究費のうち希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品に関する試験研究費の希少疾病の範囲に、難病の患者に対する医療等に関する法律の指定難病を加える。

*** ○ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置**

〔法人税等〕

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立に伴い、当該法人について法人税を非課税とするなど、税制上の所要の措置を講ずる。

*** ○ 医薬品医療機器等法上輸入が禁止される指定薬物の「輸入してはならない貨物」への追加**

〔関税〕

医薬品医療機器等法上、輸入が認められていない指定薬物について、危険ドラッグに係る水際における取り締まりを強化するため、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加する。

○ 予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、消費税、個人住民税等〕

新たなワクチンを追加した後の予防接種法の健康被害救済給付について、所要の法令改正を前提に、引き続き、所得税・個人住民税を課さない、税の滞納処分による差押えを禁止する等の措置を講ずる。

○ **高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長**〔所得税、法人税〕
医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は指定を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の 12%の特別償却を認める特例措置について、対象機器を見直した上で、その適用期限を2年間延長する。

○ **社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置**
〔法人税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等〕

社会医療法人制度における次の認定要件の見直しが行われる場合において、非課税措置等を引き続き適用等する。

① 二都道府県にまたがって救急医療等確保事業を行っている要件について、医療法人の基幹的な病院が所在する二次医療圏と隣接する市町村に当該医療法人の診療所が所在し、相互の都道府県の医療計画に医療提供・連携体制の確保に必要な事項が記載されている場合において、その病院において救急医療等確保事業を行っているときは、その要件を満たすこととする。

② へき地診療所への医師派遣等に関する要件について、へき地医療拠点病院への医師派遣及び当該拠点病院からへき地診療所への医師派遣等が純増で年間 106 日以上実施するときも、その要件を満たすこととする。

○ **医療法人の分割に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措置**〔法人税〕
医療法人の分割制度の創設を前提に、資本又は出資を有しない法人については、適格分割の要件判定に当たって、株式継続保有要件を除外する。

○ **社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続**〔事業税〕

○ **医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続**〔事業税〕

〈検討事項〉

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

○ **医療に係る消費税の課税のあり方の検討**〔消費税、地方消費税〕

〈検討事項〉

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が 10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、こうした取組みを行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

○ セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除

制度の創設

〔所得税、個人住民税〕

〈検討事項〉

医療費控除については、医療費の増大や医療・医薬品を取り巻く環境変化、当該控除に係る執行面の実情等を踏まえ、公正な課税を確保するとともに、セルフメディケーション(自己治療)の推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、そのあり方を総合的に検討する。

○ セルフメディケーションの推進に資する薬局に係る税制措置の創設

〔不動産取得税〕

〈検討事項〉

今後のセルフメディケーションの推進に資する薬局の役割や機能に関する制度設計を踏まえ、不動産取得税の特例措置等について検討する。

医療保険関係

○ 医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置

〔国民健康保険税等〕

医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置については、今後、法案の内容をみて検討を行う。(「△法」として取扱い)

○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

〔国民健康保険税〕

国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額に係るものを 52 万円(現行 51 万円)に、後期高齢者支援金等課税額に係るものを 17 万円(現行 16 万円)に、介護納付金課税額に係るものを 16 万円(現行 14 万円)に引き上げる。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 26 万円(現行 24.5 万円)に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 47 万円(現行 45 万円)に引き上げる。

介護・社会福祉関係

○ 介護保険法改正に伴うサービスの見直しに係る税制上の所要の措置

〔消費税、固定資産税、不動産取得税等〕

介護保険法改正に伴い、予防給付のうち地域支援事業へ移行される各サービスについて、引き続き従前のサービスと同様の税制上の所要の措置を講ずる。

また、同様に、通所介護のうち地域密着型通所介護へ移行される小規模な通所介護について、引き続き従前のサービスと同様の税制措置を講ずる等、法改正に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

* ○ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

〔固定資産税、不動産取得税〕

サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、最初の5年間に於いて、市町村の条例で定める割合(※)を減額することとした上、その適用期限を2年延長する。

(※)3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下の範囲内で定める割合。

また、一定の新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅及びその用に供する土地に係る不動産取得税の特例措置の適用期限を2年延長する。

○ 生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業の創設に係る税制上の所要の措置

〔登録免許税、消費税、固定資産税、不動産取得税等〕

生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業について、事業所税を非課税とするほか、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税については、社会福祉法人等が当該事業の用に直接供する資産の課税標準を価格の2分の1とするなどの措置を講ずる。

○ 協同組合の特性を踏まえた法人税率の特例の拡充

〔法人税、法人住民税〕

協同組合等の軽減税率の特例(所得の金額のうち年 800 万円以下の部分に対する税率:19%→15%等)の適用期限は、2年延長する。また、消費生活協同組合等の軽減税率等(19%等)は、平成 27 年度においては維持するものとし、引き続き、協同組合等課税の見直しの中で検討する。

○ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する非課税措置及び差押禁止措置

〔所得税、個人住民税等〕

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正により新たに支給されることとなる特別弔慰金について、所得税・個人住民税を課さない、国税・地方税の滞納処分による差押えを禁止するなどの措置を講ずる。

○ 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)等に係る税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税〕

「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」及び「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」として給付される給付金について、引き続き所得税・個人住民税を課さないこととする。

年金関係等

* ○ 企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置 〔所得税、法人税等〕

確定拠出年金法等の改正を前提に、次に掲げる措置等を講ずる。

① 個人型確定拠出年金(個人型DC)への小規模事業主掛金納付制度の創設

企業年金の実施が困難な小規模事業主について、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主による追加拠出を可能とし、所得控除の対象とする。

② 個人型DCの加入可能範囲の拡大

企業の経営状況や個人の就労形態等に左右されずに自助努力を支援する観点から、以下の者が個人型DCに加入することを可能とするとともに、拠出限度額を設定し、個人型DCに係る税制上の措置を適用する。

- ・企業型DC加入者(他の企業年金がない場合:年額24万円)
- ・企業型DC加入者(他の企業年金がある場合:年額14.4万円)
- ・確定給付型企业年金のみ加入者及び公務員等共済加入者(年額14.4万円)
- ・第三号被保険者(年額27.6万円)

※1 企業型DC加入者にあつては、マッチング拠出を行っておらず、個人型DCへの加入を可能とする旨を規約で定める企業の企業年金加入者に限る。

※2 個人型DCへの加入を可能とする旨を規約で定めた場合の企業型DC制度の拠出限度額は、他の企業年金がない場合は年額42万円、他の企業年金がある場合は年額18.6万円とする。

③ 企業年金等のポータビリティの拡充

就労形態が多様化する中、加入者の選択肢を拡大し、老後所得確保に向けた自助努力の環境を向上させるため、DCからDBに年金資産を移換した場合や合併等に伴いDC及びDBと中小企業退職金共済制度間で年金資産等を移換した場合、移換後の各制度の税制上の措置を適用する。

○ 勤労者退職金共済機構における中小企業退職金共済制度の見直し

〔所得税、法人税等〕

中小企業退職金共済法等の改正を前提に、

- ・事業主の申出による特定退職金共済制度から中小企業退職金共済制度への掛金等の移換
- ・事業主が中小企業者でなくなったことによる退職金共済契約の解除に伴う中小企業退職金共済制度から企業型DCへの解約手当金相当額の資産の移換
- ・被共済者の特定業種退職金共済制度間又は特定業種退職金共済制度及び一般の中小企業退職金共済制度間の移動

に伴う所要の措置を講ずるほか、移換又は移動後の各制度における給付等について、現行の税制上の措置を適用する。

生活衛生関係

○ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔法人税〕

共同利用施設の特別償却制度について、取得価額要件(100万円以上)を設定した上、その適用期限を2年延長する。

* ○ 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長

〔法人税、法人住民税、事業税〕

公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を2年延長する。

* ○ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除の延長

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

* ○ 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設

[相続税、贈与税]

〈検討事項〉

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人と異なり、対象とすべき事業用資産とそれ以外の資産の区分が明確でなく、それを客観的に区分することも困難であること、株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められている法人の事業承継とは異なること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

その他（独立行政法人等・グリーン投資減税・震災からの復興）

○ 厚生労働省が所管する独立行政法人の見直しに伴う税制上の所要の措置

[不動産取得税等]

独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構の統合に伴い、統合法人が承継する不動産及び自動車に係る不動産取得税及び自動車取得税について、非課税とする措置を講ずる。

また、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の設立に伴い、当該法人が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税を非課税とするなど、地方税に係る措置を講ずる。（国税については平成26年度税制改正で措置済み）

* ○ 技能実習制度の適正化に関する法人の設置等に係る税制上の所要の措置

[法人税等]

技能実習制度の適正化に関する法人の設置等に係る税制上の所要の措置については、今後、法案の内容をみて検討を行う。（「△法」として取扱い）

* ○ エネルギー環境負担低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）

[法人税、所得税]

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（環境関連投資促進税制）について、風力発電設備を取得した場合の即時償却の適用期限を1年間延長する。

* ○ 「福島再開投資等準備金」制度の創設

〔法人税、所得税等〕

福島復興再生特別措置法の改正を前提に、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域として設定された区域内に、震災発生時に事業所を有していた法人で同法の避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けたものが、各事業年度において、当該計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する支出に充てるため、当該計画に記載された投資予定額の2分の1相当額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、一定の要件の下で損金算入できることとする。